

冠ヶ岳鳥獣保護区の変更について

1 鳥獣保護区の概要

(1) 鳥獣保護区の名称

冠ヶ岳鳥獣保護区

(2) 鳥獣保護区の所在地

西原村

(3) 鳥獣保護区の存続期間

令和4年(2022年)11月1日から令和10年(2028年)10月31日
(6年間)

(4) 指定面積

663ha (当初480ha 拡張183ha)

(5) 鳥獣保護区の変更目的

当該鳥獣保護区は、西原村の南東端部の冠ヶ岳(標高1,154m)から護王峠(標高898m)周辺に位置し、北側及び高地はアセビ等の低木林やススキ・ササ等の自然林が存在し、自然環境に富む地域である。このような自然環境から多様な鳥獣が生息しており、鳥獣保護・繁殖に適している地域である。

変更理由としては、当初は送電線の下を境界としている部分があり、その部分が不明確のため明確化を図る必要があること、また隣接する牧道まで区域拡張の要望があるため、牧道を新たな境界として設定し、保護区西側を一部拡張して、冠ヶ岳山麓までを含むまとまりをもった団地状とするものである。

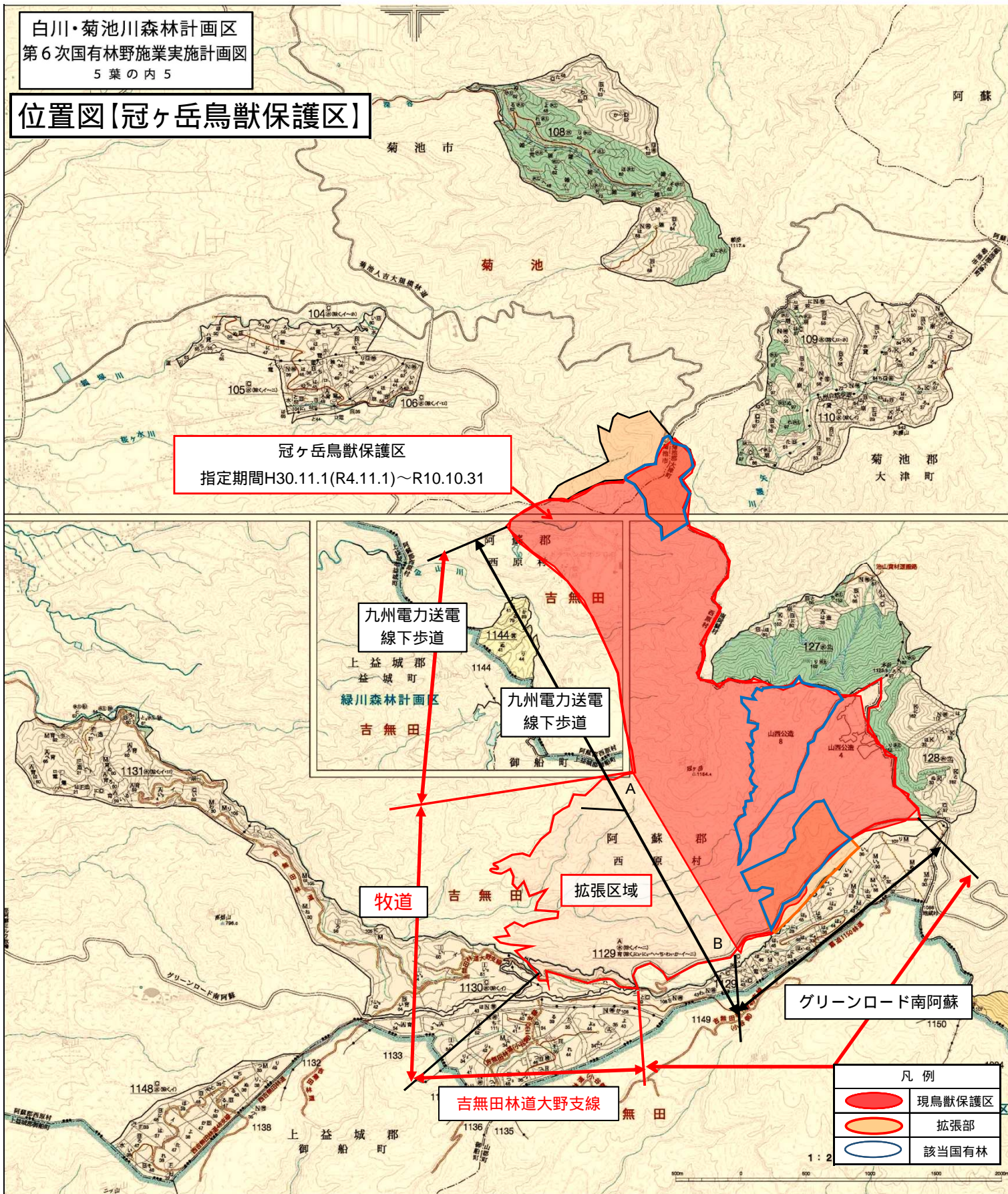
2 指定までの経緯

- ・令和4年(2022年)7月15日
知事は、熊本県公告第475号により、当該鳥獣保護区の変更について公告。
- ・令和4年(2022年)8月18日
知事は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第9項の規定に基づき、環境審議会会長へ諮問。
- ・令和4年(2022年)8月25日
環境審議会会長から、同審議会鳥獣部会部会長に付議。
- ・令和4年(2022年)9月14日～10月4日
環境審議会鳥獣部会において審議(新型コロナウイルス感染対策のため、事務局が持ち回りで委員に説明を行い、書面決議とした)。その結果、諮問のとおり決議。
- ・令和4年(2022年)10月6日
環境審議会鳥獣部会部会長から、環境審議会会長に対し、審議結果を報告。
- ・令和4年(2022年)10月14日
環境審議会会長から、知事に諮問内容について「原案どおり適当と認める」との答申。
- ・令和4年(2022年)10月28日
熊本県告示第736号で告示。

白川・菊池川森林計画区
第6次国有林野施業実施計画図
5葉の内5

位置図【冠ヶ岳鳥獣保護区】

冠ヶ岳鳥獣保護区
指定期間H30.11.1(R4.11.1)~R10.10.31



【変更理由】

現鳥獣保護区区域界A～Bでは冠ヶ岳が分断され、また、その区域界が送電線の下となっており、現地(地上)で明確に確認できないこともあり、保護区を冠ヶ岳山麓までを含むまとまりをもった団地状ととし、その区域界は牧道までとし、保護区西側一部を拡張し保護区に指定する。